

「春の農作業安全運動」実施中！

期間：令和8年4月20日～5月31日

【重点推進事項】

- 1 トラクターに安全キャブ・安全フレームを装備し、シートベルトの着用を徹底しましょう。
- 2 道路走行時は反射材を活用し、安全を確保しましょう。
- 3 作業前後は機械や安全装備の点検を励行しましょう。
- 4 点検・調整時は必ずエンジンを停止しましょう。
- 5 作業は計画的に行い、長時間や夜間の作業を避けましょう。
- 6 軽トラック運転時のシートベルト着用、一時停止の遵守を徹底しましょう。

秋田県では春の農繁期を控え、4月20日～5月31日までを「春の農作業安全運動月間」と定めて、農作業事故「ゼロ」を呼びかけています。

過去10年間の県内での農作業死亡事故は43件で、その約5割の20件が4月から6月にかけて発生しています。特に5月は、月別発生件数が10件と一番多くなっています。

農業者の皆様は、次頁の注意事項を守り、十分な安全対策を行ってください。

農業者の皆様へ

次の注意事項等を守り、十分な安全対策を行ってください。

1 共通事項

- (1) 体調管理を万全にし、心身ともに健康な状態で作業を行う。
- (2) 服装は作業に適したもので行う。
- (3) 運行する道路やほ場の危険箇所を確認する。
- (4) 点検・修理はエンジンを止めて行う。
- (5) 機械点検用の工具は、作業や機械に適したものを使う。
- (6) 運転操作・ブレーキなど停止装置の操作は、确实・慎重に行う。
(ほ場を出る際のブレーキペダルの連結確認を徹底)
- (7) 機械の点検・整備を徹底する。
- (8) 燃料の管理は厳重に行う。
- (9) 緊急時の連絡体制を整備する。

2 トラクター

- (1) 作業に適した作業機を選択する。
- (2) 道路の路肩の強度、穴等に注意して走行する。
- (3) 安全フレーム等の安全装備を装着し、シートベルトを着用する。
- (4) 作業中、走行中の飛び降り、飛び乗りは行わない。
- (5) 駐車する時は駐車ブレーキをかけ、エンジンを停止する。
- (6) 公道を走行する際は、反射材などを取り付け、安全確保に努める。
- (7) 作業機装着時は後方の確認を确实に行い、特に、ほ場への進入時や曲がる際は十分に注意する。

3 田植機

- (1) 遠距離の自走移動を避ける。
- (2) 補助苗載台から苗載台へのマットの補充は、走行を停止して行う。

秋田県における農作業死亡事故の発生状況(過去10年間)

1 農作業死亡事故の発生件数

過去10年間（平成28年～令和7年）では、県内で43件（年平均4.3件）の死亡事故が発生しています。

2 機種別の発生状況（図－1）

機種別では、乗用トラクターが全体の28%を占めています。

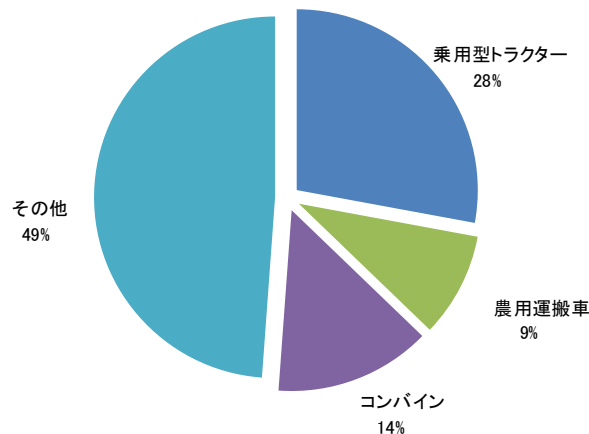
3 年齢別発生状況（図－2）

年齢別では、60歳以上が全体の91%を占めています。

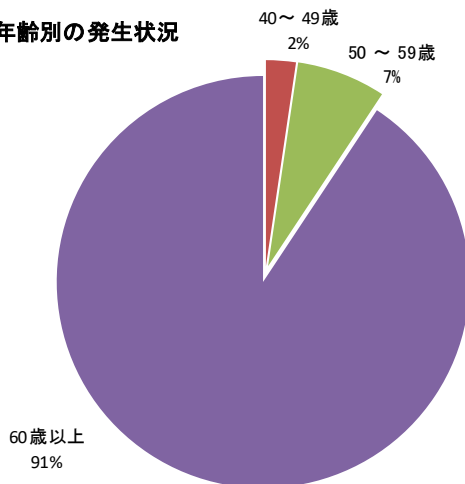
4 場所別発生状況（図－3）

死亡事故の発生場所別では、ほ場が全体の44%で、次いで道路が35%となっています。

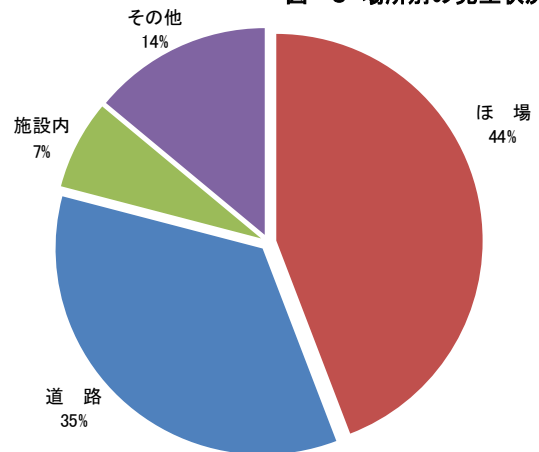
図－1 機種別の発生状況



図－2 年齢別の発生状況



図－3 場所別の発生状況



* 端数処理の関係で合計が100にならない場合がある。